

議案第 12 号

箱根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

箱根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を  
別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）の施行に伴い、人事行政の運営等の公表に関し、任命権者が報告しなければならない事項が追加されたことから、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正  
する条例

箱根町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年箱根町条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、同条第 7 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。